

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

（開催日：平成29年3月22日）

堺市人権施策推進審議会会議録（概録）

日 時：平成29年3月22日（水）

場 所：堺市消費生活センター 会議室

出席者：（委員）

中井委員、狭間委員、荒本委員、岡田委員、小倉委員、金丸委員、金委員、
西田委員、堀委員、山口委員

（堺市）

河村市民人権局長、西田人権部長、東條男女共同参画担当部長、
藤原学校教育部部长、江川学校教育部副理事兼人権教育課長、
為野人権企画調整課長、松村人権企画調整課参事、
八木人権推進課長、黒田男女共同参画推進課長、坂本人権企画調整課長補佐
（傍聴人）6人

（開会）

1 委員紹介

2 審議案件

案件1：ヘイトスピーチ・部落差別解消法を受けた対応について

資料1 ヘイトスピーチ・部落差別解消法 背景と対策について

資料2 堺市人権意識調査（抜粋）

資料3 「ヘイトスピーチ・部落差別解消法」公的施設に関する
庁内検討会について

資料4 公的施設の設置状況（庁内検討会所管分）

案件2：本年度の取組み

資料5 人権啓発冊子「ともに生きる」について

資料6 大仙西校区地域のつながり・見守りづくり事業について

資料7 平成28年度市民啓発事業について（人権推進課）

案件3：来年度の取組み

- ・人権啓発冊子を使った啓発
- ・堺市ホームページの拡充
- ・大仙西校区地域のつながり・見守りづくり事業見守り活動への協力

3 会議録への署名

中井会長が署名代表者に小倉委員を推薦。

出席委員全員異議なし。

小倉委員了承。

小倉委員を署名代表者に選出。

4 ヘイトスピーチ・部落差別解消法を受けた対応について

○松村人権企画調整課参事 案件1についてご説明いたします。資料1から4までとなっています。資料の説明に入る前に、本市といたしましては、ヘイトスピーチ対策として、公的施設でヘイト表現をさせないということを優先的に取り組むために「『ヘイトスピーチ・部落差別解消法』公的施設に関する庁内検討会（庁内検討会）」を設置しました。このことを前提に資料1からご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。庁内検討会は、昨年成立いたしました「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」や「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」の成立などを受け設置したものです。これらの法律の中で、ヘイトスピーチや部落差別を行ってはいけないということが初めて明記されました。また地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講じなければならないと記されており、本市としても法律の趣旨を受けた施策を行うことが求められています。このような状況のもと、本市に庁内検討会を設置した次第です。

資料2では、本市におけるヘイトスピーチや部落差別への認識はどのようになっているかをご説明します。まず、ヘイトスピーチに対する考え方です。数字を見ていただければわかりますが、「問題であり許されないと思う」「問題はあると思うが、共感するところもある」「表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、共感はしない」の設問への回答がそれぞれ4分の1ずつという結果になっています。この結果を受け、本市が憂慮していることは「問題はあると思うが、共感するところもある」の回答が4分の1あるというところではあります。

続きまして、同和地区や同和地区の人々に対する差別です。「あると思う」と「ないと思う」の二択の設問ですが、「あると思う」の回答が53.6%となり、半分以上の方が部落差別に直面したり遭遇したりしていることがわかりました。この結果を受け、部落差別は決してなくなったわけではないというところを再度認識いたしました。

また、インターネット上の人権問題に遭遇した経験から感じられることとして、差別表現は必ずしも表面化するのではなく、インターネット上でも起こっているということです。設問の「特定の地域に住む人について、悪口や名誉をおとしめるような内容」は8.7%、「差別を助長するような内容（○○（地名）地区はこわいなど）」は11.8%という結果になっています。一見これは少ないように感じますが、インターネット上の人権問題に遭遇した経験（年齢別）の表をご覧ください。先程の2つの結果について20歳未満、20歳代、30歳代の数字を見ると、非常に高い数字になっております。この数字は今後減ることはないと考えられます。現在の若い世代が年をとっていくことや、生まれた時からインターネットが身近にある時代になっていることから、この数字は加速度的に増加すると予想されます。

資料1に戻ります。平成28年度に発生した差別事象について、現代の差別事象を象徴するような事件がありましたので、人権推進課長の八木から口頭でご報告いたします。

○八木人権推進課長 本市が把握しました差別事象についてご報告いたします。日時は平成29年1月15日、堺市内の施設で行ったイベントの一環として、参加者が紙製の札に今年の夢や抱負を記入し壁にかけていただくイベントを行っていました。その札に外国籍住民や同和地域の住民への差別的な内容が書かれており、その札を監視員が発見しました。対応として、連絡を受けた職員が札を壁から外し、記入場所を1階のロビーに移動させました。また今後は記入いただいた札はそのまま壁にかけるのではなく、一度職員に渡していただき、職員が内容を確認した上で壁にかけるというやり方に変更しました。また、来館者向けの啓発文書を作成して、コーナーの横に掲示しました。

今回の差別事象の内容は、外国籍住民や同和地域の住民への差別用語が用いられており、これらの人々を排除する内容です。これは人間の尊厳を否定した極めて悪質で許すことはできません。誰もが人間として尊重し合い、差別のない社会を築いていくという本市の方向性を真っ向から否定するだけでなく、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法の趣旨に反する内容であります。

本市としまして、今回のような差別事象は人間の尊厳を否定する行為であるという啓発を今後行うとともに、外国籍住民の人権や同和問題、また新たな人権課題を正しく理解してもらい、これらの法律の趣旨を一層周知していくよう努めていく必要があると認識しています。また職員や指定管理者等にも差別を見抜いて的確に対応していくスキルが向上するように取り組んでまいります。

今回ご報告した差別事象は、まさに氷山の一角であり、さまざまな差別事象が我々の知らないところでも多々発生していることが予想されます。そのため今後も粘り強く市民への啓発を行い、また草の根的な運動で啓発内容を周知徹底していきたいと考えております。

○松村人権企画調整課参事 続きまして、堺市内でのヘイトスピーチの事例についてご報告いたします。大阪市内で行われているような大規模なデモは、今のところ幸いにしてございません。

しかし、2年前に文化会館にて慰安婦についてのパネル展示がなされました。ヘイトスピーチについての法律がない中で、この展示内容がヘイトスピーチであるのかという判断は困難でした。また施設の貸し出し段階での確認態勢も準備ができていなかったため、このパネル展示を止めるというのは非常に困難でした。

この現状から考えられる課題や対応策は大きく分けると5つあると考えております。

1番目は啓発です。市民への啓発は人権推進課が担当しており、職員への啓発は人権企画調整課が担当しております。ヘイトスピーチについても、それぞれの課で情報提供や啓発などを進めているところです。

2番目に相談です。人権擁護委員や職員が区役所にて人権相談を実施しております。そこをヘイトスピーチや部落差別に関する相談窓口としても活用しているところです。

3番目にヘイト表現への対処です。例としては大阪市のヘイトスピーチの対処に関する条例が象徴的ですが、実際に街宣デモなどが発生した時には対処が必要であるとのことから、大阪市では他の自治体よりも先行して取り組まれているところがございます。

4番目に公的施設でのヘイト表現の抑止です。これについては後ほどご説明します。

5番目に実態把握調査です。実態把握調査については、国のほうでも詳しい調査をしています。法務省のホームページでは、ヘイトスピーチを見て傷ついている当事者の心境について聞き取り調査が行われています。堺市に住む当事者も他の地域で発生したヘイトスピーチを見た時に傷ついていると考えています。

1番目から5番目までの中で、本市で取り組みが始まっていないのは、3番目のヘイト表現への対処と4番目の公的施設でのヘイト表現の抑止です。この2点のうち、どちらを優先すべきであるかということですが、先程申し上げた文化会館でのパネル展示が行われたということもあり、本市では4番目の公的施設でのヘイト表現の抑止について優先的に取り組むこととなりました。

公的施設でのヘイト表現の抑止についてご説明いたしますので、資料3をお開きください。このことについて本市では、公的施設に関する庁内検討会を行っています。この庁内検討会の目的についてご説明し、その後で本年度の検討内容と来年度予定している検討内容についてご説明いたします。

まず庁内検討会の目的としては、差別的表現を行うおそれのある団体等から本市の公共施設の利用申請があった場合に、統一した対応がとれる体制づくりを目的としています。また本市の課題としては、文化会館でのパネル展示が行われたことで、公的施設でヘイト表現が行われるリスクが高まっていることが挙げられます。

本年度行った検討内容として、1つ目は法律の背景、他市の事例、法律の趣旨等についての研究を行いました。2つ目は本市設置の公的施設のリスク洗い出し、3番目は法律の趣旨に反する差別的表現を判断する基準の検討、4番目は具体的な対応方法の検討、そして本市と指定管理者との関係整理について検討を行ってきました。

資料3には庁内検討会に参加している部署を列記しています。文化会館など堺市民や堺市民以外にも一般的に様々な目的で使用可能な施設を持っている所管には事務局から参加の依頼をしました。その他全庁的に照会をして参加を希望する所管を募ったところでした。その結果、自転車対策事務所や公園監理課などが参加いただけることとなりました。

資料3の右のページには庁内検討会のスケジュールを記載しています。まずは本年度の取り組みについてご報告します。今年度1月に庁内の課長級の会議と部長級の会議で庁内検討会の立ち上げについて承認され、翌2月に庁内検討会を2回行っております。さらに本日の審議会でもいただきましたアドバイスを受けて、3月27日にもう一度庁内検討会

を行う予定です。

来年度の取り組み予定として、庁内検討会を4月から8月にかけて、月1回ペースで行う予定です。様々な課題がありますが、一つひとつ論点を潰しながら進めていきたいと考えております。そこまでのまとめとして、9月に庁内の部長級の会議で報告し、10月にこの人権施策推進審議会にて報告する予定です。ここまでに堺市としての方針を決定したいと考えております。

本年度行った2回の検討会の内容についてご報告します。1回目の庁内検討会では、ヘイトスピーチの事例の情報共有や危機感を共有しました。無料動画サイトの中には過激なヘイトスピーチの様子が多数投稿されています。投稿されている動画を作成した方の許可をいただき、ヘイトスピーチの動画を約三十分視聴しました。現実のヘイトスピーチを見ると、視聴している委員の顔色が変わって、ヘイトスピーチに対する危機感が高まったと考えております。加えてヘイトスピーチ解消法や大阪市の条例の内容、他市の対策事例を共有しました。

2回目の庁内検討会では、本市の公的施設の設置条例や貸し出し運営の方法などを洗い出しました。現在の途中経過ではございますが資料4で一覧にしております。こちらの資料には施設名とその設置条例、規則を記載しています。施設の利用申請があれば、設置条例に則り許可あるいは不許可の決定をしますが、実際はどのようなになっているのかを庁内検討会の委員に質問したところ、現実的には申請を受けて即日、あるいは次の日に許可を出しているとのことでした。もし申請を受ける時に基準があり、その基準を満たすかどうかの判断に迷ったときには、上司に報告して内部での検討が可能になります。しかし現在はその基準がないので、申請を受けてから内部での検討ができないといった可能性があるとして、庁内検討会の委員も危機感を感じています。これらを整理して来年度以降の庁内検討会の議題にしていこうと考えています。

続きまして、来年度の庁内検討会の予定案件についてご説明いたします。来年度の1回目の庁内検討会では、公的施設の利用を制限しなければならない具体的な行為を想定する予定です。ヘイトスピーチや部落差別はいけないことであると理解していても、具体的にどのようなことが該当するのか、何が問題になりグレーになるのかを共有したいと考えています。

2回目、3回目では、公的施設への申請で利用制限の対象となる行為が行われるおそれが出てきた場合、その申請を誰がいつどのように判断するのか等の体制について考えていきます。2回目では、主に利用申請があってから不許可までの具体的な手続きについて検討します。利用申請を受け付けてからの事務的な手続きに加え、利用の許可の可否を法律に則り行うことができるように再確認したいと考えています。

そして3回目では、利用許可後にヘイトスピーチが行われることが明らかになる場合の対応方法について検討する予定です。この場合にはどのような対応が可能なのかについて

も検討しておく必要があると考えております。利用前にヘイトスピーチが行われることが明らかになる場合もあるでしょうし、利用後に明らかになるということも考えられます。このような想定外の状況についても、考えておく必要があると考えています。

4回目は利用制限の手法について検討する予定です。不許可の他にも条件つきで許可を行うことや警告することなど、様々なパターンを準備していきたいと考えております。

5回目は関係の条例や規則、規程の具体的な解釈というものを確認する予定です。1回目から4回目までは様々な場面を想定するため抽象論になりがちだと思います。その抽象論を関係の条例等に当てはめた場合、具体的にはどんなことが想定されるのかを検討しておかないと実際にはヘイトスピーチの申請を止められないと考えております。またあわせて、指定管理者との関係の整理についても行う予定です。

最後に6回目で全体のまとめを行います。以上のスケジュールで来年度の庁内検討会を進めていきたいと考えております。以上です。

○中井会長 はい、ありがとうございました。ヘイトスピーチ・部落差別解消推進法の制定を受けまして、堺市としてどのような対応をとるかというところを考えていただき、課題・対応策を幾つかとるために取り組みを始めた公的施設に関する庁内検討会を立ち上げて議論をいただいているところでございます。

実態や経験に即して、堺市としてできるところから着手して、このような動きをとっていただいておりますが、ぜひ委員の皆様方には、今後どのような検討をしていくべきなのか、どういうところに注意をし、どういう論点を盛り込んで潰していただくべきなのかというところを中心に、ぜひご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

岡田委員お願いします。

○岡田委員 今後庁内検討会の内容をどのように周知するかということも課題であると思います。せっかくインターネットの人権に関し遭遇した経験が、10代、20代、30代が圧倒的に多いことがわかっています。これが従来のアプローチ、いわゆる雑誌であるとかイベントでは十分な啓発ができないと思います。逆に言うと、タブレット端末、あるいはスマートフォンによる啓発活動をしない限り、十分な啓発はできないのではないのでしょうか。イベント等に若年層の方が来られるというのは非常に少ないことだと思います。我々が行う大学教育の中でも、スマートフォンを活用した教育をしなければならない時代に入っている中で、人権問題を従来のアプローチだけで行うというのは、若年層に対する説得力が弱いのではないかとというのが第1点です。

第2点は、残念ながらヘイトスピーチ自体も草の根運動で広がってきているということです。これはインターネットによって広がっているわけですが、非常に根深いものがある、ヘイトスピーチを行う団体もインターネットにより拡散しています。この現状をどう分析し、どのように対応していくのか。このあたりが非常に難しいですが、庁内検討会の

中で議論をすべき内容であると思います。以上でございます。

○中井会長　山口委員お願いします。

○山口委員　まず、今おっしゃっていたインターネット上のSNSを利用した人権侵害や暴力の問題ですが、これは2007年ごろからスマートフォンが普及し始めて増加しています。特に匿名性の高いツイッターやラインや2ちゃんねるでは、毎日あふれかえるほどの人権侵害の罵詈雑言、差別的な表現が投稿されています。あるデータではツイッターを利用して一人が1年間で14万件も投稿し、その中で差別的な表現で特定の個人や団体を中傷誹謗するということがあったそうです。今まででしたら、例えば、部落差別問題に関する差別落書きがトイレや公共施設にされていたというご報告をいただきましたが、到底そのようなレベルの数字ではなくて、何万、何十万という状況の中でこれをどうしていくかということは、真剣に考えていく必要があります。インターネットの世界、SNSの世界でソーシャルコミュニティの中における人権侵害というのは、特化した対応策が求められると思います。

それから、ヘイトスピーチについて、堺市として公共施設に関してですが、まずいただいた資料の中で、これが所管ということはこの庁内検討会で決められておりまして、私が知る限りではここに含まれていない公的施設もあるので、これが全てではないと思います。これはなぜ全てじゃないのかという質問がまず1つと、それから、ヘイトに関しましては2年前に堺市の西文化会館で行われたパネル展示がありました。市民の中であまりヘイトについて知識のない方々は、川崎市や京都市で行われた大がかりなデモがヘイトスピーチだという認識があるかもしれません。この認識をまず変えていく方法論はどのように考えているのか、またヘイトスピーチは何かという定義について、庁内検討会に入る前にきちんと示していく必要があると思います。

2年前のときにも私は行政の方々と話していて、いや、そんなに派手なデモじゃないですしねという答えが返ってきて、そういうご認識なのかと思いました。しかし現在はこのように検討会で検討をされているのでよいことです。その中でぜひ門真市の事例を取り上げてほしいです。堺市で行われたパネル展示と同じ内容の申請を不許可としています。申請を指定管理者の段階で却下しています。もちろん公的権力が、事前に内容チェックするというのは、日本は過去の検閲の経験があって、非常にトラウマ的な話で、表現の自由を盾にとられるとすごまれますが、私は日本国憲法の中で何よりも重視しなければならない表現の自由の条項と、これに加えて、人を傷つけたり差別したり、要するに公共の福祉の向上に寄与しない表現の自由というのは、実は日本国憲法は認めていないという部分もきちんと知らせていく必要があるのではないかなと思います。

それともう一つは、公的施設ということで、とりあえず堺市は2年前の教訓を得てやっておられますが、例えば、今頑張っておられるジェンダーの分野では堺セーフティ・プログラムがあります。これは、国連は公的空間における女性や子どもへの性暴力をなくす

という定義で頑張っておられるので、施設にとどまらず、公的空間も視野に入れて考えておく必要があるのではないかなと思います。道路や公園は入っているけれど、どこでやられるかわかりません。

さらにヘイトで気をつけないといけないのは、このごろのヘイトスピーチは選挙に立候補することによって、選挙運動と称して、とめどなくヘイトスピーチを行うということです。こうなると、選挙運動ですので、選挙期間中はよほどの法律がない限り、警察や行政がこれを取り締まることが難しいという側面が出てきています。しかしながら選挙であっても、特定の国の人々や特定の個人や団体を差別する発言をするのはいかなるものなのかということを考えていかなければならないと思っています。

今後はそういうことも含めて、公的施設にとどまらず公的空間のことも踏まえた上でこれを考えていただけたらなと思います。それから、ここに含まれていない公的施設はどうなるのかお答え願います。

○中井会長 松村人権企画調整課参事お願いします。

○松村人権企画調整課参事 現在の庁内検討会の委員の選出方法についてお答えします。先ほど申し上げたとおり、広く一般に目的を定めず貸し出している施設はリスクが高いと考えられますので、そのような施設の所管には事務局から参加を依頼しました。それ以外の施設の所管には、庁内に照会をして参加を呼びかけました。しかし山口委員のご発言を伺い、さらに全庁的に庁内検討会を進めていくために、来年度の初めに再度庁内に照会を行うことも検討すべきだと感じました。

○中井会長 山口委員お願いします。

○山口委員 私が心配するのは、このような流れで話し合っていくと、目的を定めていても借りに来られたら、突然のことで準備ができていないということにならないように、また公的施設は指定管理者に任している施設もあるので、市の直営か指定管理なのかを整理する必要がありますが、ほとんどは指定管理だと思います。だから、指定管理者と行政との間に1拍入るわけですから、庁内検討会には公的施設の所管課を全部呼ぶべきだと思います。逆に貸し出しに目的を持っている施設として、女性センターや人権ふれあいセンターがあります。こちらの職員は、人権に詳しいと思います。こちらの職員と一緒に庁内検討会を行っていくのが望ましいのではないのでしょうか。だから、参加したい所管を募るのではなくて、公的施設の貸し出しに関係がある所管に最初から入ってもらうのが望ましいと思います。

○中井会長 はい、ありがとうございます。これは課題1の啓発に対応していく1つの方法だと思います。

金委員お願いします。

○金委員 山口委員がおっしゃいましたヘイトスピーチは2007年ごろから始まり、年々強くなってきています。それをなくすためNGO団体と在日本大韓国民団が国連人

種差別撤廃委員会に行き訴えました。もうじっとしていただけませんでした。国連は日本に対し、差別を撤廃する法律がないので、その法律をつくる旨の勧告を出しました。日本の差別の根本原因は、日本の教育にあると思います。何よりも日本における植民地政策の歴史教育及び人権教育、国際理解教育が出来ていないため、このようなことが起きているのではないのでしょうか。

堺市では山口委員を含む多くの方々に協力して頂き、国連の勧告を受け堺市からも国で法律をつくるようにと訴えて頂きました。全国320以上の地方自治体も意見書を国に提出、堺市は8番目でした。そして、2016年6月3日からヘイトスピーチ対策法が施行されました。

市民啓発、職員研修を堺市全庁的に行わないといけません。これは国連人権教育のための10年、1995年から10年間、堺市は国連に対して人権研修をするという行動計画を出しています。しかし、思うほど実行されていないのではないのでしょうか。全庁的な職員研修をしてほしいです。また、相談員は人権感覚のある人が行うべきであると思います。

ヘイト表現への対処についてですが、2016年6月3日ヘイトスピーチ対策法が施行され、6月5日に川崎市で予定されていたヘイトデモを横浜地裁川崎支部が中止させる事ができました。12月20日は大阪地裁が鶴橋周辺のデモ禁止仮処分を出しました。デモ禁止仮処分はこれで2例目です。2010年8月、京都朝鮮学校在特会が襲撃したことで、2014年8月に人種差別撤廃委員会が日本政府にヘイトスピーチの対策を求める勧告を出しました。その結果、2014年12月、京都地裁、大阪高裁が在特会に罰金1,260万円を命じました。また、2016年4月、高松高裁は徳島県教育委員組合事務所での罵声を人種差別として賠償命令を出しました。それだけではなく、大阪地裁は、在日朝鮮人の女性フリーライターに、在日韓国・朝鮮人を卑下する発言をし、差別を助長、増幅させる意図があったとして違法と判断し、在特会と桜井誠氏に77万円の支払いを命じました。ヘイトスピーチ対策法が施行され警察や教育委員会にも通達されています。ぜひ撲滅して頂きたいと思います。

本年1月18日、大阪弁護士会が地方自治体の責務として、ヘイトスピーチ解消に向けた積極的施策の早期実施を求める意見書を提出し、府と各自治体に条例策定要望、大阪市には改正の要望をしました。2月6日には、法務省に公共施設の使用許可の判断基準やヘイトスピーチの典型を例示し、23都道府県、約70自治体に伝えました。2月13日は、東京都江戸川区で民団江戸川支部の要請により7月20日に公園使用許可条件にヘイト禁止が盛り込まれました。また、3月11日、名古屋市はヘイトスピーチ抑止のための条例を制定する方針を明らかにしました。

最後にヘイトスピーチ解消法の第1章、第2章、附則、附帯決議の内容について申し上げます。ここでは不当な差別的行動は許されないという事を宣言しています。

第1章では、本邦外出身者を著しく侮辱してはいけない。そして、その中の第4条には

国及び地方公共団体の責務が書いてありますが、何よりも地方公共団体は本邦外出身者に対する不当な差別的行動の解消に向けた取り組みに関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた施策を講ずるよう進めるものとしてされています。

第2章は、相談体制や啓発の事が書いてあります。特に第7条、啓発活動を実施することが大切です。次は、附則の中で、実態に応じてその都度改修して検討しなければならぬとあります。そして、附帯決議の中は、在日外国人だけではなく、アイヌの方や沖縄の方にも差別をしてはいけないと書かれています。ここでは国に対してと地方自治体に対して書いてあります。特に自治体のところでは、解消に向けた取り組みに関する施策を着実に実施とありますので、努力義務だけではいけません。特に堺市には平和と人権を尊重するまちづくり条例があります。だから、具体的に取り組んで頂きたいと思います。

○中井会長 はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方からぜひ来年度の庁内検討会の動きについてご意見、アドバイス等いただけたらと思います。

堀委員お願いします。

○堀委員 堀と申します。3つありまして、一つ目は、先ほどの報告にありましたが、課題・対応策の1つ目の市民啓発、職員研修について、学校教育で人権教育の更なる充実を図っていただきたいと考えています。子どもたちが人権感覚を身につけて行動できる人間として育っていくことが非常に重要なので、現代の社会状況に応じた人権教育を堺市はどこまでやっているのかを見直していただきたいです。

2つ目は、公的施設の貸し出しについての問題が出てきています。民間施設や民間団体には、差別は許さないという人権を重視して活動している団体が多くあります。そのような団体が、個々の団体の活動方針を認め合い、多様性を認めながら、活動が発展していくようなことを考えていくべきだと思います。

私の知っている団体や民間施設では、このようなことをかなり前から行っています。例えば、啓発パネルなどを多く作成したりしています。それは本当に民間の施設です。以前、堺市の施設を借りて展示をすると、いろんな団体が押しかけてきて、妨害をしようとするということもありましたが、民間施設や民間諸団体の活動をどういうふうに重視して、あるいは活動しやすいようにしていくのかということ、考えないといけないのではないと思います。公的施設の貸し出しだけの問題では決してないと思います。

3つ目は、堺市内にある人権を重視している団体やNPOの取り組みをバックアップ、または連携していくことは欠かせないと思います。このような視点が行政にあるのかが、本日の説明では不明確でした。

現在の人権状況は、ヘイトスピーチのようなひどい状況もありますが、テロの問題や防衛力の問題などの安保関連の問題をめぐる議論が錯綜しています。このような議論の自由も認めないといけません。単一化していくのではなく多様な議論を認めて思想信条の

自由を認めながら行うのですが、前提として差別は許さないという姿勢を示さなくてはなりません。これは非常に難しいですけれども、そこを考えていかないと、公的施設の貸し出しについて、民主団体が借りるときに拒否されると、それは確かに微妙なところはあるわけで、一つ一つ事例に応じて議論していく必要がありますが、それは大きな視野で考えると、誰を利するものになっているのかを念頭に置いておく必要があると思います。堺市としては本腰を入れて、議論を公開しながら施策を進めていく必要があると思います。

○中井会長 はい、ありがとうございます。

金丸委員をお願いします。

○金丸委員 堺市人権教育推進協議会（人権協）の金丸です。今、堀委員から厳しいご意見をいただきましたが、人権協とすれば、多くの団体に加盟していただいて啓発、草根運動を行っていますが、知名度が低いのが現状です。このヘイトスピーチは、先ほど金委員のお話で2007年ごろから始まったのに、現在人権協に参加している外国人の人権に関する団体は堺市在日外国人教育研究会（市外教）くらいでしょうか。だからぜひ、民団さんにも加盟していただきたいと考えています。これを機会にご検討いただければと思います。

ヘイトスピーチが発生し始めて約10年で初めて条例ができたことを真摯に受け止めて、人権協としても皆さんと共に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中井会長 荒本委員をお願いします。

○荒本委員 多くの委員から意見は出ていますが、報告の中で2つの解消法が挙げられていて、短い法律なので資料としてご用意していただきましたかったです。

それと、障害者差別解消法を含めて去年3つ法律ができたということで、今後進めていく際は一体で運用していく視点も必要だと思います。なぜかという、差別事象の報告からもわかるように、差別する側は差別の対象者を分けません。部落だからとか在日だからと分けずに一緒に差別が行われるという、数珠的な傾向があるので、啓発していく際には一体で訴えていかないといけないと思います。

先ほど、市民啓発ということで意見が出ていましたが、今後はホームページも含めて、広報も含めてやっていく必要があると思います。これらの充実や、人権企画調整課が行っている職員啓発が特に重要になってきています。教職員も含めて、きちんと研修などを積み重ねてもらふということが必要ではないかと思ひます。まず法律を知らない限り、それが前提となって議論していくわけですから、勉強会等を行ってほしいと思ひます。あとは関係機関とか議員さんも含めて、資料の提供などを行っていく必要があると思ひます。

庁内検討会について、いろいろ意見が出ていましたが、どうしても納得できないのは、差別はいけないということが、市として大きな方針ではないのかということです。公共の福祉に反しない限りとか、細かく言えばそういう話になりますが、なぜ言論の自由といっ

て何でもありになるのかなと素朴に思います。私も被差別の立場ですが、このようなことがなぜ許されるのかがとても疑問です。理屈あって禁止するのは難しいと言われても、素朴な感情としてこれは許されるのかという疑問を持ちます。先ほど言っていたように現状把握も含め、他市もいろいろ動きが出ているようですので、これらを正確に把握して何か形として出していきたいと思っています。

法律ができて、このような庁内検討会を立ち上げて検討していることは、とてもよいと思いますが、中身を充実させてほしいと思います。

個々の法律についていろいろ意見はありますが、まずは法律の内容を具体化していったほしいです。お願いします。

○中井会長 狭間委員お願いします。

○狭間副会長 平成29年度の検討会の予定で第6回までの予定が示されておりますが、検討の流れは理解しましたが、第5回は関係条例、規則、規程の条項の具体的な解釈確認という記述になっていますが、解釈確認をするだけで、その個々の会館の条例改正は含んでないということでしょうか。

○松村人権企画調整課参事 現在のところ条例改正等は考えていません。資料4の不許可基準には「公の秩序又は善良の風俗を乱す」「管理上支障がある」「市長が不相当と認める」の文言がございます。まずはこれらの具体的な解釈を明確にし、庁内検討会で共有したいと考えています。

○狭間副会長 では、共通理解をすることを目標にするという考えですね。

○松村人権企画調整課参事 そのように考えています。

○狭間副会長 はい、わかりました。

○中井会長 西田委員お願いします。

○西田委員 資料2の堺市人権意識調査のヘイトスピーチの考え方についての調査データを、去年の今ごろ苦労しながら分析していきまして、非常に重要な手掛かりになるのではないかと感じておりました。去年出された意識調査の報告書には、踏み込んだ面白い内容の質問や、重要な内容の質問が多数あったと思いますので、さまざまところで活用していただければと思います。

調査を通じた実態把握の重要性は大きく、先ほどの堀委員のご指摘とも関係しますが、大阪市の人権意識調査の分析を現在行っていて感じるのですが、若い世代で同和問題を知らない人が増えています。半数は知らないと回答し、半数は差別はなくならない、なくすのは無理だろうという非常に悲観的な意識も増えてきています。

もう一つは、同和問題を学校教育で学んだという経験がどんどん減っています。ただ、直接に聞いた質問がなかったのが、参考までに豊中市がこれについて直接聞いた調査を行っていますが、その結果の一部を紹介すると、40代では8割以上が学校で同和問題を知ったと回答しています。しかし、10代になると25%、4分の1に減少します。印象に

残っているのではなくて、学校で勉強したというのが4分の1に減っています。

ただ、その他の人権課題は勉強した経験は増えているので、これはよい状況ですが、同和問題については知らないという人が増加していることも事実です。その上、ヘイトスピーチと同様に非常に偏見と悪意に満ちた情報がいろんな形で出回っています。インターネット上でも否定的な情報が多数投稿されており、同和問題を知らないという人は、いずれどんどん偏見に満ちた情報に出会っていくことが予想できます。

今までの議論の中で、現状を踏まえた施策が必要であると再認識しました。

他市の取り組みや実態調査、場合によっては関係した人たちが集まって連合的に取り組みを行うことや実態確認をすることも必要だと感じています。それを仕掛ける側に私もいると思っています。以上です。

○中井会長 金委員お願いします。

○金委員 私も在日ですが、近所の人から「なぜ日本にいるの」や「日本語上手ですね」などと言われます。この人達が学校教育で近代史を学んでいれば、在日外国人がなぜ日本に居住しているのかがわかるはずです。だから学校教育で、正確に教えるという事が第一だと思います。特に堺市では、市外教を通じて堺市の子どもたちに国際理解教育を進め、チュギハッキョや出前民族学級、ワールド子どもの集い等を通じて教えています。そこで学ぶ子どもたちは、差別とかいじめがあってもなくなっていくます。とても簡単なことだと思いますが、子どもたちは、一緒に遊んだりするうちに、いじめはなくなっていくますし、在日のお父さんやお母さん、おじいさん、おばあさんがなぜ日本に居るのか等も、子どもなりに理解できているように思います。

また公的施設は指定管理者に任せている所が多いと思います。その為、ヘイト団体が窓口で大きな声を出されると、怖くておびえてしまいます。会館使用を判断する「専門委員会」を設置してはいかがでしょうか。その委員会で判断基準を作成すると、一般管理者の人たちが判断を迷う事もなくなり、問題が発生すれば「専門委員会」で解決するようになれば良いのではないのでしょうか。

○中井会長 岡田委員お願いします。

○岡田委員 ヘイトスピーチを行う団体も、任意団体でありすぐに解散する可能性があります。その団体がダイレクトな言葉を使わずに申請に来たときに、いつどの段階で危険性を把握するのか、ヘイトスピーチが疑われる場合の事前の確認方法を考えておかなければいけません、これは難しいです。ヘイトスピーチを行う団体も、どのように申請をすると許可を受けやすいか等の勉強会を開いており、簡単に申請内容を把握することは難しいようです。この状況の中で、どのように対応するのかを議論していただきたいのですが、来年度の庁内検討会の2回、3回ではかなり慎重な議論が必要であり、さまざまなケースへの対応方法を考える必要があると思います。施設の利用後に明らかになったが任意団体は解散してしまい、新たな任意団体がつくられて、再度申請に来ると同じことが繰り返

返されます。この手法はよく活用されていますが、把握するのは難しい場合があります。団体の名前で判断できないので、どのような団体がヘイトスピーチを行う団体であるのかの判断が難しいですが、それも踏まえた上で議論をする必要があると思います。

○中井会長　はい、ありがとうございました。

会議の冒頭で山口委員や荒本委員がご発言されていましたが、ヘイトスピーチの定義を作り上げ、公表するだけでも啓発につながると思います。ヘイトスピーチの定義として、去年の法律では、民族的差別と部落差別が対象ですが、では障害者差別や性的マイノリティの方への差別はこの中から外すのかなど、どのような形態の表現をヘイトスピーチとするのかという定義をつくり上げて公表することや、現在取り組んでいる庁内検討会の内容を公表するだけでも啓発につながると思います。

大阪市では長い時間がかかり条例ができましたが、内容は民族的な差別に限定されています。しかし条例をつくり上げた一番の肝は、定義ができたことだと思います。結局条例には施設利用については踏み込んだ記載がなく残念でしたが、堺市では、条例ではなくて何をヘイトスピーチと捉えるのかを検討し、施設利用に関しても検討していると打ち出せれば、大きなメッセージ発信になると思います。

続いて山口委員をお願いします。

○山口委員　来年度の庁内検討会は6回行う予定ですが、この先はあるのでしょうか。

○松村人権企画調整課参事　来年度予定している全6回の庁内検討会で本市の方向性を示したいと考えています。しかしその中で先程のご議論でいただいたご意見をどのように反映できるかは、今の段階ではわかりかねます。ですが公的施設に関する内容については答えを出していきたいと考えています。

○山口委員　第6回の検討内容として、他市が持っているような条例、若しくは公的施設側のルールを検討されるかもしれませんが、公的施設に関してだけでは、条例などはつくれないと思います。しかし、既に他市でヘイトスピーチ禁止条例のような条例を持っている市もあることはよくご存じの上で庁内検討会を行っていると思います。しかし、第6回のまとめで、公的施設におけるヘイトスピーチの問題に関して、中井委員がおっしゃったように、ヘイトスピーチをどこまで包含するのかということも含めて、あまり全部包含すると上位法を超えてしまうので、それは行政として限界があると思いますが、できるだけ明文化された形で、いざというときに行政が判断できるようにしてほしいです。また先ほど金委員が審理体制を整えるというような委員会をつくってはどうかとの発言がありましたが、これは難しいと思います。どのようなメンバーで構成するか、また内容を判断することは難しいと思います。

しかし、門真市など先ほど挙げたところは、いざとなったら力を発揮できる、差別を抑制する力が発揮できる文言を1行か2行条例に入れてあります。このようなものに向けて取り組んでほしいです。検討内容をまとめても、実効性のあるものにはならないと思いま

すので、希望としては実効性があり、それぞれの公的施設が正確に判断できるようなものをつくってほしいです。また判断し兼ねる場合の対応も含めて、検討を続けてほしいと思います。

私は女性団体に所属していますので、女性の人権の問題について専門的に国連機関と一緒に取り組んできました。現在取り組みを行っていて感じることは、国の法律が堺市の施策を後押しするような状況に来ていると感じます。特に性暴力では刑法の改正が見られません。しかし、女性議員の参画は世界142か国中111位と少ないです。これは日本の女性の地位の低さを表すものです。また国会議員における女性議員の数は192か国中163位ですから、他国から見て日本はどんな国なのかと思われていると思います。対策として、憲法を変えずに、政党が候補者を出すときに男女半々にするというような法律案ができています。日本の女性の地位が111位という状況は今後改善していくべき課題だと考えています。

それも含めて、第6回のまとめで、何か有効な実効性のある施策を、たとえ1行でも2行でも打ち出していきたいです。

ただ、本来はこのような問題は日本人の恥です。外国籍住民を卑下する発言や、同等の表現をすることが許される社会は、決して誰もが幸せになれない社会だと思います。当たり前前の健全な社会をつくるために、ヘイトがいけないのは当たり前だという教育が、学校や家庭、地域で行えていないと思います。

私は「にんげん」という人権の副読本を使って人権について学びました。現在も同じように教えられる先生はいるのでしょうか。私は堺市の人権教育の実態を知っていますが、学校現場は、特に義務教育の小中学校では人権教育を行う時間はないようです。そして、それを指導できる先生方も育てないのが現状ではないのでしょうか。なぜかというと、先生になるための高校や大学での勉強の中に、人権教育を学ぶ機会がどれほどあり、教員採用試験を受けて資格を取っているかということです。このような状況で先生になった人たちに人権教育をなさいと言っても、難しいのではないのでしょうか。

差別はいけないことだと多くの委員からご発言がありましたが、これは当たり前のことです。当たり前のことだという認識であまり神経質にならずに、健全な正しい社会をつくっていきましょう。憲法や条例が必要な場合もありますが、差別がいけないということは当たり前のことです。韓国の人々が日本で生きて何がいけないのか、なぜ死ね、出ていけと言われたいいけないか。正論がまかり通る、当たり前前の健全さがまかり通る社会をつくるために私はこの審議会を行っていると思います。ですから、庁内検討会でも自信を持って、あまり技術的なことにこだわらずに、堂々と前向きにやっていっていただきたいと思っています。以上です。

○中井会長 小倉委員お願いします。

○小倉委員 山口委員から小学校に通う児童に人権教育ができていないのではないかと

いうご発言がありました。人権擁護委員の活動として、人権の花運動を毎年7区から1校ずつ、チューリップの植栽を兼ねて人権教室を行っています。人権教室で人権啓発を行っている、児童と先生がこんな話はいつもしているよねと話しています。教育現場ではどのような手法で人権教育を行っているかは把握していませんが、人権教育が行われていることは事実であると思います。

人権教室を行っていて感じることは、先程西田委員の発言にもありました同和問題の認知度は低いと感じます。いじめや差別という呼び方で取り扱われていると感じます。実際に同和問題という言葉自身、最近では聞かれないように思います。また大阪法務局で行っている子どもが悩み事を相談するSOSミニレターの返事を書いている、相談内容にも同和問題に関しては少なくなってきたと思います。同和問題に関する相談は無くなっていませんが、増加しているのはインターネット上の人権などの内容に変わってきたと感じられます。行政として同和問題の解決をどのように進めていくのかは、今後も見守っていきたいと思います。

○中井会長 江川学校教育部副理事兼人権教育課長お願いします。

○江川学校教育部副理事兼人権教育課長 先ほど委員の方々から学校教育における人権教育の取り組みについて、またその中でも同和問題に対する教育のあり方についてご意見をいただきました。現在堺市では同和問題の学習として、全ての小学校の高学年で人間学習交流会という取り組みを行っています。これは多様な教材を用いて同和問題を学ぶ取り組みであり、例えば渋染一揆について学んだり非識字の方について学んだりすることで、同和問題について学習しています。また、全ての学校ではありませんが、人権ふれあいセンター内の舳松人権歴史館の職員によるフィールドワークを学習の一環として取り入れています。このように堺市の学校現場では同和問題を学習する機会を設けております。

しかし現状として学校により取り組みの温度差があることも事実です。先程西田委員からも市民対象の人権意識調査の中で特に若い方が同和問題を知らないという現状をご報告いただきました。これは我々にとっては課題となる調査結果であると認識しています。このような意見も踏まえ教育委員会としても、現代社会の状況に応じた人権課題について、学校ではどのような形式で学習が行われているのか、またその進捗管理など、必要に応じて学校に指導をしていきたいと考えております。以上です。

○中井会長 はい、ありがとうございました。

多数の委員の方々から、この検討会をやっていただいたその答弁というか、落としどころに関する懸念が示されましたけれども、10月にこの人権施策推進審議会が開催され、もう一度私たちは集まることのできる予定です。そのときに、そこまででいろいろ進めていただいた議論をご紹介いただいて、私たちがその方向性について意見を述べる機会があるということですのでよろしいでしょうか。

○松村人権企画調整課参事 はい。ご指導お願いします。

5 本年度の取組み、来年度の取組みについて

○中井会長　　続きまして、案件2「本年度の取組み」、そして案件3「来年度の取組み」についてご説明をお願いいたします。

○松村人権企画調整課参事　　案件2の本年度の取組み、案件3の来年度の取組みをあわせてご説明します。資料5をご覧ください。まず、人権啓発冊子の作成目的、使用方法ですが、3点意識したことがあります。1つ目は読者に人権意識の気づきを促すこと。2つ目は人権意識調査の報告を簡単に周知、報告すること。3つ目は出来上がった冊子を市民対象の研修で使用するほか職員研修でも使用できるものにするということです。この3点を意識して作成しました。

また作成前には検討会を開き、庁内の職員と堺市人権協会やふれあいセンターの職員にも参加をいただき、庁内と庁外の意見を参考にしました。この検討会で決まった冊子の作成方針として、マイノリティの方が冊子を読むことで元気になるようにするということが決まりました。今までの啓発冊子というのはマジョリティがいかにかマイノリティの権利を守ってあげるかという書き方が多かったのではないかという意見があり、今回はマイノリティが読んで元気になる冊子となるように作成しました。またルビを可能な限り全ての文字に付して、誰もが読みやすい冊子をめざしております。

冊子の構成として、第1部、第2部、第3部に分かれています。第1部では読者に対するメッセージを物語仕立てで掲載しています。第2部は意識調査の内容を掲載しています。意識調査の中でも特に注目すべき結果となった設問を取り上げて解説をしています。基本的には1つの人権課題に対して見開き1ページで構成しており、左側に当事者の声を掲載し、右側に調査結果をグラフで掲載しています。さらに、当事者の声と意識調査結果の両方を受けて、本市の伝えたいメッセージを掲載しています。第3部は資料編として平和と人権を尊重するまちづくり条例や人権カレンダーなどを掲載する予定となっています。

また全体を通して、随所にQRコードを印字しています。これは冊子の枠を超えて学習できるようにするためです。紙面では伝え切れない内容を学習できるようにしています。

その他に意識したこととして、ページをそのまま拡大して切り取ることで、パネル展示でそのまま二次使用できるような様式化、仕立てにもしたということです。これも作成前の検討会で出された意見でした。

続きまして、資料6の大仙西校区地域のつながり・見守りづくり事業についてご説明します。昨年度に人権施策推進計画に係る評価指標づくりについて、ヒアリングなどの活動を行ったことをご報告しました。その結果現在の段階で結びついている成果をご報告させていただきます。

本市が地域の実態把握の一環として、まずは地域の団体へ相談に伺いました。その中で伺ったご意見として、現在の地域の課題を地域住民の力で解決していきたいと考えている

とのご意見をいただきました。具体的な取り組みとして、孤立死ゼロを目標に活動するというものです。この背景には、地域内で孤立死が発生したことが挙げられます。この現状と課題を受け、大仙西校区まちづくり協議会が校区の全戸（約1,400世帯）を対象とした訪問によるヒアリング調査を実施されました。

調査の目的は、高齢者の孤立死を防止することです。そして地域内の福祉のネットワークづくりです。調査のスケジュール感ですが、事業スキーム、アンケート設計を6月から8月に行い、福祉とまちづくりを考える勉強会というものを9月から10月に3回行われました。この勉強会で工夫されていたこととして、この勉強会の参加者をそのまま調査員として募集、登録をしていました。ここで登録された方が11月のアンケート調査員として地域にある各世帯を訪問していました。アンケートは11月17日に終了することができ、アンケート調査の振り返りを1月27日に行い、3月24日にアンケート調査を踏まえたまちづくりフォーラムの実施が決まっています。

アンケート調査の結果は別添の冊子に記載されています。この冊子の13ページをお開きください。問13「見守り活動があれば、訪問にきてほしいですか」という質問に対し、84人の方が何らかの形で訪問を希望されています。来年度は、この見守り訪問を実際に取り組む予定であると伺っています。また、ほかにもいろんな福祉活動がありますので、それらの活動を繋ぐネットワークづくりもあわせて考えていくと伺っています。

この活動について本市はどのように協力したかですが、実際にアンケート調査に協力しました。アンケートの調査票を設計し、まちづくりの勉強会の内容を検討しました。またアンケート調査にも参加しました。実際に地域の状況や地域住民の生の声を伺うためにアンケートの訪問調査に同行もさせていただきました。その他にも、地域の勉強会や意見交換会にも参加させていただいております。

来年度以降ですが、今回のアンケート調査から生まれる地域の福祉活動などに協力して、地域の状況を実体験として感じ、地域の課題について考えていきたいと思っております。

資料7に移ります。本年度の啓発事業の一覧になっております。こちらについては人権推進課長の八木からご報告いたします。

○八木人権推進課長 資料7の市民啓発事業についてご説明させていただきます。まず初めに憲法週間行事ですが、5月1日から7日までの憲法週間に伴い、憲法が理念とする基本的人権が尊重された社会の実現をめざすことを目的として、パネル展示や街頭啓発活動、映画上映等を行っています。

人権教育セミナーでは、同和問題を初めとするあらゆる人権課題の解決に向けて、広く人権文化が根づくことを目的として講演会等を実施しております。今年度は同和問題、インターネット上の人権問題、障害者の人権問題等の内容について行っております。

自由都市・堺 平和貢献賞では、国際的な平和貢献活動を行った団体を表彰することで、堺から世界に向けて平和の重要性を発信するとともに、平和社会の実現に貢献するという

ことを目的にしています。今年度は第5回の授賞式となり、表彰団体としてAAF、ANT-Hiroshimaの2団体に対して表彰を行いました。

平和と人権展では、毎年8月に商業施設を会場といたしまして、市民に対して平和と人権の大切さを伝え、平和で差別のない明るい社会の実現をめざすことを目的としています。今年度は震災と人権というテーマでパネル展示を行ったほか、さまざまな展示やイベント等を行っております。

人権週間では、12月4日から10日の人権週間に市民の人権意識の向上を図り、人権尊重の明るいまちづくりをめざすことを目的に行っております。具体的には人権啓発パネルの展示や街頭啓発活動を行っております。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間では、拉致問題を初めとする北朝鮮人権侵害に対して市民の認識を深め、国民的課題として問題の解決を図ることを目的に、啓発記事の掲載や懸垂幕等の掲出、写真展や啓発のぼりの掲出を行っております。

多文化共生学習会では、人権の重要な課題である多文化共生社会についての理解を深めることを目的として、年3回の講演会や参加体験型セミナーを開催しています。

そのほかに、人権意識の向上を目的とした研修を行っております。また人権に関するビデオ、DVDの貸し出しを行っております。また、資料には記載していませんが、堺市人権教育推進協議会、世界人権宣言促進堺連絡会、インターユース堺の3つの団体に対して補助金を出しており、各団体がそれぞれ人権草の根運動や世界人権の精神の普及促進、青少年の育成というテーマで活動しています。また、インターネットの書き込みを定期的に確認するネットパトロールを行い、悪質な内容を発見した場合は掲示板の管理者に対して削除依頼等を行っております。

○中井会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご意見ご質問はありますか。岡田委員お願いします。

○岡田委員　資料6ですが、非常に貴重な資料なので、ぜひ高齢者に対する施策にもこれを活かしていただきたいと思います。独り暮らしがかなり増えて、全国でも大阪でも堺でも同様のことでありと想定されます。では独り暮らしの方に対し、どのような取り組みを行っていくかは高齢者施策において非常に重要なテーマであり人権の問題でもあります。高齢施策との連携や情報提供していただきたいです。

孤立死につきましては、堺市で西田委員とも調査をさせていただきましたが、まず第一歩は町内会の町会費を払わない、払えなくなるというところから始まるのが調査でわかってまいりました。この状況をどのように変えていくのが孤立死防止の福祉ネットワークづくりの基本であると思います。

一つは、75歳以上のいわゆる後期高齢者、とりわけ80歳代については認知症の問題が挙げられます。これは大きな人権問題でもあるので、認知症の方が住みやすいまちづくりも今後の課題であると考えています。例えば、我々の調査でわかった事として、80歳

以上でおそらく25%ぐらいの方が潜在的な認知症も含めて認知症になっておられます。認知症高齢者への対応は大きな人権問題と関連することになると考えますので、その方々の人権をどのように守っていくのかは、この資料6の内容につながると思います。

また資料7は、先ほども少し申し上げましたが、よくできたDVD、ビデオを使われても、それにアクセスできないと啓発にはつながりません。今後できればインターネット動画のような形式等さまざまな形で配信していくことができれば、更に若年層を含めて啓発できるのではないかと思います。今後検討いただければと思います。以上でございます。

○中井会長 はい、どうぞ、お願いいたします。

○松村人権企画調整課参事 資料6にある大仙西校区地域のつながり・見守りづくり事業には、本市から人権部の他に高齢施策を行う所管などが参加しております。認知症の問題についての検討も、今後この事業の中で行っていきたいと考えています。

○中井会長 荒本委員お願いします。

○荒本委員 大仙西校区のまちづくりのパンフレットですが、少し唐突に感じられたかもしれませんが、パンフレットには福祉のまちづくりと書いてありますが、本来は校区のまちづくり協議会では人権と福祉のまちづくりということで打ち出しています。今回は人権という言葉が抜けていますが、人権と福祉のまちづくりと理解していただきたいと思います。この活動が校区外で何か活用されれば、我々校区に住む者としても非常に喜ばしいことです。

また、先程の発言で堺市教育委員会を批判したわけではありません。ご理解ください。PTAを含め、教育委員会が行っていることはすごく承知しています。言いたかったのはこの法律の制定を教職員の方がしっかりと捉えてほしいということです。また山口委員のご発言にもありましたとおり、忙しい中できちんと人権教育を取り組めるような土壌、条件づくりを行っていただきたいです。そして堀委員が言われていたように、今の社会の中で人権課題が変化している部分もあり、この状況を踏まえて取り組んでほしいという意味ですので、決して批判したのではないので、ご理解願いたいと思います。

○中井会長 山口委員お願いします。

○山口委員 このすてきな福祉のまちづくりの冊子ができあがり、大仙西校区の高齢者の方々の問題点が浮き彫りになるというのは重要なことだと思います。

認知症の話題が出ていましたが、堺市は来月4月から、基幹型包括支援センターと堺市医師会の共同による施策が、各区で実働されます。実は認知症の問題は、岡田委員がおっしゃったように非常に深刻化しておりまして、実は堺市は75歳以上の人口が10万3,800人おられます。そのうち介護保険で何らかの認定を受けておられる方のうち、25%が認知症と判断されています。ですから、介護保険の認定を受けていない方や、体はお元気で介護保険のサービスが受けられない高齢者がおられることを考えると、認知症検査というのは基本的に行われていないのではないかと思います。実際の診療としての認知

症検査は、お一人につき約1時間かかかってしまい、ドクターも患者さんにも負担で、しかも診療費が高いです。

実際にはほとんどの方が正式な認知症検査を受けていない中で、堺市としては簡易な認知症検査として、今回堺市は介護保険の法改正にあわせて国保連にお願いをして、国保連の制度改正の通知と一緒に堺市の簡易認知症検査やこのことについて家族の方に向けて、ちらしを入れました。

福祉のまちづくりの冊子について、この地域で識字率はどうなっているのか、貧困度はどうなっているのか、年齢構成はどうなっているのか、若い人たちは今後も定住するのか、何が課題としてあるのかということを取り添って考えていく必要があります。

先ほど私は堺市で人権教育が全く行われていないと発言しました。なぜわかるかというと、ある資料では、堺市内の94校の小学校、43校の中学校では、人権教育を何時間行ったかの報告があります。一番行っているのは大仙西小学校です。これは過去の資料ですが、年間で1年生から6年生までの18クラスで、年間320時間というのがトップです。しかも、その年にどのような人権問題を取り上げるかは人権担当と校長先生の裁量になっているようです。校長先生が毎年同和問題についての人権教育を行うという意識を持っていなかったら、同和問題の人権教育は行われず、とりあえず何かの人権教育を行うことになってしまいます。

現在の人権教育は、全ての人権問題の考え方や知識を伝えるような教育ではありません。この実態は数値で表れています。人権教育があまり行われていない学校では、6年生までで年間12回のみです。12時間はクラス数では1年に1時間しか行えていないということです。しかもその内容は、理科や保健体育の授業中に、女性の体の構造、精子や卵子について学ぶ時間がジェンダーの人権教育と兼ねているという報告をしている学校もありました。

しかし、学校を責めているわけではありません。いじめが学校現場では問題となっていて、保護者も敏感になっています。既に堺市の中学生や高校生が性暴力事件の被害に遭っています。これを解決していくには、学科と同じように人権教育にも重きを置いて取り組んでほしいです。今日の資料にもあるアンケート調査も世に示してほしいと思います。声なき声をこのような形で声に出して顕在化させてほしいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○中井会長　堀委員お願いします。

○堀委員　山口委員の意見と関係しますが、私も他市で同じような資料を手に入れたので、堺市の人権教育の細かいデータをぜひ見せてほしいです。

私が把握した他市での人権教育の取り組みは、堺市と大体同じような傾向で、ある他市の場合は、校長先生の判断によって全然行っていませんでした。意識の差が大きいようです。人権教育を行っていない場合について教育委員会はどのような対応をしているかを伺

ったところ、現場の判断であるとの回答でした。人権教育の取り組みは消極化し薄まってきたと感じられます。

先ほど資料7で、補助金を出している団体があるという報告がありましたが、わかる範囲で結構ですので、補助金の金額を教えてください。

○八木人権推進課長 堺市人権教育推進協議会は約1,400万円、世界人権宣言促進連絡会は約120万円、インターユース堺は約550万円の補助金を出しています。

○堀委員 インターユース堺はどのような活動をしていますか。

○八木人権推進課長 インターユース堺、略してIYSと呼んでいますが、これは青少年の育成を目的に、海外でさまざまな文化を学び、それを前提に多様な文化や人権課題について学習していただいています。そして学んだ内容を学校や地域等で啓発して地域貢献していただく人材を育成しています。対象は学生など若い人物が中心であり、人材育成や人権啓発が趣旨でございます。

○山口委員 若者が海外の文化に触れることで、多様性を身に着けられるようにする活動です。

○堀委員 人権団体が補助金を請求する権利ももちろんありますよね。

○八木人権推進課長 はい。行政主導ではなく民間団体が主体となって人権課題に取り組む活動に補助金を出しております。

○堀委員 はい、ありがとうございます。

○中井会長 小倉委員お願いします。

○小倉委員 先ほど人権教室について申し上げましたが、大阪法務局では一昨年から中学生に対する人権教室も大阪府全域で進められています。中学生に向けての人権教育は難しいだろうと思っていましたけども、平成28年度堺市西区では中学生の生徒会の役員さんによる人権教室の進め方が話し合われ、この取り組みに積極的であると聞いています。中学生についても小学生と同じような人権教室が今後行われていく予定ということで、明るいニュースとして捉えております。

また大仙西校区の地域のつながりについて、これは大仙西校区だけではなくて、錦校区にも当てはまると思いました。錦校区では今年に入り孤立死が相次いでいますが、比較的早期に発見されています。配食サービスの方が前日にお配りした配食が食べられていなかったということで発見されたことや、水曜日のごみ出しの日にごみが出てなかったということでご近所の方が発見されました。このように長い間亡くなったままの状況ではなくすぐに発見されました。これは大仙西校区だけではなくて錦校区にも当てはまる課題でした。

○中井会長 ありがとうございます。

そのほかご意見お持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしましたら案件2と3をこれで終了といたしまして、本日の案件全て終了いたしました。

長時間多くのご意見をいただきましてありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○坂本人権企画調整課長補佐　　本日は長時間ありがとうございました。本日の会議録は、会長、小倉委員のご確認、ご署名をいただいた後、各委員へ郵送させていただきますのでよろしく願いいたします。

最後に、閉会に先立ちまして、市民人権局長からご挨拶申し上げます。

○河村市民人権局長　　市民人権局長の河村でございます。閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には年度末のお忙しい時期にお集まりいただき、本当にありがとうございます。

堺市は全国で初めて人権擁護都市宣言、男女共同参画宣言を行った自治体として活動してきました。しかし、現在もなお差別事象は無くなっていないのが事実でございます。議会でも、本日ご議論いただきましたヘイトスピーチや性的少数者への配慮など新しい課題も出てきています。このような状況において、本市ではどのようなことができるのかを検討してまいります。本市では女性の人権を含め、さまざまな人権課題に取り組んできましたが、部落差別の解消についても取り組みを行ってきました。部落差別解消法が施行されたことも踏まえ、取り組みを進めてまいります。

本日のご議論の中にもありましたように、堺市として、全ての差別は許さないという姿勢を示していきたいと考えております。委員の皆様には引き続きご協力をお願いしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○坂本人権企画調整課長補佐　　それでは、本日の会議を終了します。ありがとうございました。